

恵庭市監査基準等の策定について

1. 策定の背景

- ・法令上、監査の基本原則や実施手順等についての具体的な基準がないことから、監査の質を高め、住民の監査に対する信頼向上を図るため、地方自治法が改正され、各地方公共団体において監査基準を策定することとなった。
- ・監査委員においては、監査基準に従って監査等を実施しなければならないものとなった。

2. 監査基準

- ・監査基準とは、「法令の規定により監査委員が行うこととされている監査等の適切かつ有効な実施を図るために定めた基準」（改正地方自治法第198条の3第1項）

3. 策定方法

- ・総務大臣が、監査等を行うに当たって必要な基本原則と考えられる事項を規定した監査基準を指針として策定した。（総務省自治行政局長通知、平成31年3月29日発出）
- ・本市においては、これまで恵庭市監査委員監査規程に基づき監査等を実施していることから、国の指針及び全国都市監査委員会の都市監査基準も踏まえ、比較・検討を行い、監査委員の合議により監査基準を策定した。

4. 監査基準の概要等

(1) 監査基準の構成

- ・監査等を行うに当たって必要な基本原則等を4章、21条の構成とし、監査基準を策定した。

(2) 監査基準の概要

- ・監査基準の概要是次のとおり。

章の構成	条の構成	主な内容
第1章 総則	第1条 監査基準の目的	・関係法律に基づく監査等（監査、検査、審査その他の行為）の必要な事項を定めること
	第2条 監査等の目的	・市の事務が法令に適合し、正確で経済的、効率的、効果的な実施を確保し、住民福祉の増進に資すること等
	第3条 監査等の範囲及びそれの目的	・監査等の範囲と目的について、監査は第1号から第10号、検査は第11号、審査は第12号から第15号で規定
第2章 一般基準	第4条 監査等の実施	・リスクの識別とリスクの内容、程度を検討した上で効率的、効果的な監査等の実施
	第5条 内部統制に依拠した監査等	・内部統制の情報収集により、監査等の種類に応じた適切な監査等の実施
	第6条 倫理規範	・監査委員の倫理規範（高潔な人格維持、公正不偏の態度、正当な注意、秘密の保持等）

章の構成	条の構成	主な内容
第3章 実施基準	第7条 専門性	・監査委員の専門性の確保と補助職員の専門能力の向上等
	第8条 質の確保	・監査等の質の確保と補助職員への指揮・監督
	第9条 監査調書の作成及び保存	・作成すべき監査調書の事項と保存
第4章 報告基準	第10条 監査等の実施方針	・実施方針の勘案すべき事項と適宜見直し
	第11条 監査計画	・実施方針に基づく監査計画の毎年度策定
	第12条 監査等の実施手続	・監査計画に基づく実施手続の選択と実施
	第13条 監査等の証拠入手	・結果形成のための証拠入手と手続の適宜追加
	第14条 各種の監査等の有機的な連携及び調整	・監査、検査、審査の有機的な連携による監査の調整及び実施
	第15条 監査等の講評による弁明、見解等の聴取	・報告決定前の講評の実施と監査対象からの弁明、見解等の聴取
	第16条 報告の徴取	・指定金融機関等に対する会計管理者等の検査結果の報告徴収
第5章 公表基準	第17条 監査等の結果に関する報告等の作成及び提出	・監査等の結果報告、意見の作成及び提出、必要に応じた勧告
	第18条 監査等の結果に関する報告等への記載事項	・監査報告書等への記載事項、及び監査等の種類に応じた監査委員が必要と認める事項の記載
	第19条 合議	・監査委員の合議、合議が不一致の場合の意見の議会、市長等への提出と公表
	第20条 監査の結果に関する報告等の公表	・監査結果の公表すべき事項と監査委員連名での公表
	第21条 措置状況の公表等	・監査結果、勧告に対する措置状況の公表等

(3) 監査等の範囲

- ・監査等の範囲、根拠法は次のとおり。

種類	範囲	根拠法
監査	財務監査	法第199条第4項
	行政監査	法第199条第2項
	住民の直接請求に基づく監査	法第75条
	議会の請求に基づく監査	法第98条第2項
	市長の要求に基づく監査	法第199条第6項
	財政援助団体等監査	法第199条第7項
	公金の収納又は支払事務に関する監査	法第235条の2第2項及び公企法第27条の2第1項
	住民監査請求に基づく監査	法第242条
	市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査	法第243条の2の2第3項又は公企法第34条
検査	共同設置機関の監査	法第252条の11第4項
	例月出納検査	法第235条の2第1項
審査	決算審査	法第233条第2項及び公企法第30条第2項
	基金運用審査	法第241条第5項
	健全化判断比率審査	健全化法第3条第1項
	資金不足比率審査	健全化法第22条第1項

※「法」は地方自治法、「公企法」は地方公営企業法、「健全化法」は地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(4) 現行の監査委員監査規程との主な変更ポイント等

- ・現行の監査委員監査規程と比較し、変更又は新たに追加された主な監査基準の項目、内容等は次のとおり。

項目	具体的な内容	監査基準
①監査等の実施に関すること	・リスク（組織目的の達成を阻害する要因）の識別、リスクの内容等を検討したうえでの効率的、効果的な監査等の実施を規定	第4条
	・内部統制に依拠した監査等の実施を規定	第5条
②勧告の制度化に関すること	・監査結果について、特に措置を講ずる必要があると認める事項については、理由を付して、必要な措置を講すべきことを勧告することができることを規定	第17条第2項 第20条第3号
	・この場合、勧告の内容、当該措置の内容を公表することを規定	第21条第1項、2項
③監査等の結果に関する報告等への記載事項に関すること	・監査等の結果の報告書に記載する内容について、監査等の種類ごとに規定	第18条第2項
④監査委員の合議に関すること	・監査委員の監査結果に関する報告が一致しない場合の取扱いを規定	第19条

(5) 施行日

- ・令和2年4月1日

5. 関係する規程等の整備

- ・監査基準の策定に伴い、次の規程等の整備を行う。

現行の規程等		監査基準の策定に伴う取扱い
名称	主な内容	
恵庭市監査委員監査規程	・監査等の基本原則及び実務等を規定	・廃止（監査基準に移行） ・監査規程の具体的な事務に関する規定は、監査要綱として制定
恵庭市監査等の結果の取扱い基準	・監査結果の区分として、指摘事項、指導事項、検討事項の基準等を規定	・廃止（監査基準に移行）
恵庭市監査委員監査規程等の様式を定める要領	・監査等の実施にかかる様式等を規定	・廃止（監査要綱として制定）

6. 今後のスケジュール

日程	内容
3月下旬	・監査基準を議会、市長等に通知
4月	・監査基準の施行、告示

7. 添付資料

恵庭市監査基準（案）	5 頁
恵庭市監査基準逐条解説（案）	15 頁
《参考》	
恵庭市監査基準（案）と総務大臣が示す指針、	37 頁
恵庭市監査委員監査規程の比較	
恵庭市監査委員監査要綱（案）	47 頁

【関係資料】

○監査基準に関する法の規定

【地方自治法】（令和2年4月1日施行分）	
第198条の3	監査委員は、その職務を遂行するに当たつては、法令に特別の定めがある場合を除くほか、監査基準（法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（以下この項において「監査等」という。）の適切かつ有効な実施を図るための基準をいう。次条において同じ。）に従い、常に公正不偏の態度を保持して、監査等をしなければならない。
2	監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
第198条の4	監査基準は、監査委員が定めるものとする。
2	前項の規定による監査基準の策定は、監査委員の合議によるものとする。
3	監査委員は、監査基準を定めたときは、直ちに、これを普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会又は公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会及び委員に通知するとともに、これを公表しなければならない。
4	前2項の規定は、監査基準の変更について準用する。
5	総務大臣は、普通地方公共団体に対し、監査基準の策定又は変更について、指針を示すとともに、必要な助言を行うものとする。

○恵庭市監査基準（案）

第1章 総則

（監査基準の目的）

第1条 監査基準（以下「本基準」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。

以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づき監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（以下「監査等」という。）に関し、必要な事項を定める。

（監査等の目的）

第2条 監査等は、市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、本基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会、市長及び関係する行政委員会等（以下「市長等」という。）に提出する。

（監査等の範囲及びそれぞれの目的）

第3条 本基準における監査等は、次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

- (1) 財務監査（法第199条第1項に規定する監査をいう。以下同じ。） 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- (2) 行政監査（法第199条第2項に規定する監査をいう。以下同じ。） 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること

- (3) 住民の直接請求に基づく監査（法第75条に規定する監査をいう。以下同じ。）選挙権を有する者の50分の1以上の連署による請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- (4) 議会の請求に基づく監査（法第98条第2項に規定する監査をいう。以下同じ。）議会の請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- (5) 市長の要求に基づく監査（法第199条第6項に規定する監査をいう。以下同じ。）市長の要求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- (6) 財政援助団体等監査（法第199条第7項に規定する監査をいう。以下同じ。）補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えていたる団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること
- (7) 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第235条の2第2項及び公企法第27条の2第1項に規定する監査をいう。以下同じ。）監査委員が必要と認めるとき、又は市長若しくは企業管理者（公企法第7条に規定する管理者をいう。以下同じ。）の要求があるときに、指定金融機関等の公金の出納事務が正確に行われているかを監査すること
- (8) 住民監査請求に基づく監査（法第242条に規定する監査をいう。以下同じ。）住民が、市職員等による違法又は不当な財務会計上の行為、又は財務会計上の怠る事実があると認め、監査請求を行ったときに、請求に理由があるか等を監査すること
- (9) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2の2第3項又は公企法第34条に規定する監査をいう。以下同じ。）市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること

- (10) 共同設置機関の監査（法第252条の11第4項に規定する監査をいう。以下同じ。）共同設置機関の行う関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているか、規約で定める普通地方公共団体の監査委員が監査すること
- (11) 例月出納検査（法第235条の2第1項に規定する検査をいう。以下同じ。）会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること
- (12) 決算審査（法第233条第2項及び公企法第30条第2項に規定する審査をいう。以下同じ。）決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること
- (13) 基金運用審査（法第241条第5項に規定する審査をいう。以下同じ。）基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること
- (14) 健全化判断比率審査（健全化法第3条第1項に規定する審査をいう。以下同じ。）健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること
- (15) 資金不足比率審査（健全化法第22条第1項に規定する審査をいう。以下同じ。）資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること
- 2 前項第1号に規定する財務監査は、定期監査（法第199条第4項に規定する定期監査をいう。）又は随時監査（法第199条第5項に規定する随時監査をいう。）として実施する。
- 3 監査等は、法令の規定に基づくとともに、本基準の趣旨を考慮し、実施するものとする。

第2章 一般基準

(監査等の実施)

第4条 監査委員は、必要に応じて監査等の対象のリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）を識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、効率的、効果的に監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第5条 前条のリスクの内容及び程度の検討にあたっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(倫理規範)

第6条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

3 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

4 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門性)

第7条 監査委員は、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則つて遂行されるよう、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

(質の管理)

第8条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

(監査調書の作成及び保存)

第9条 監査委員は、監査計画、監査の内容、講評の状況、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書として作成し、保存するものとする。

第3章 実施基準

(監査等の実施方針)

第10条 監査委員は、市を取り巻く内外の環境、リスク、過去の監査結果、監査結果に対する措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査等の方向性等の実施方針を策定する。なお、当該実施方針は、環境等の変化に応じて適宜見直すものとする。

(監査計画)

第11条 監査委員は、前条の実施方針に基づき、監査等を効率的、効果的に実施することができるよう、毎年度監査計画を策定する。監査計画には、監査等の種類、対象、時期、着眼点、実施体制等を定めるものとする。

2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

(監査等の実施手続)

第12条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的、効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠入手)

第13条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第14条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査等の講評による弁明、見解等の聴取)

第15条 監査委員は、原則として、監査等を実施した結果、指摘、意見及び勧告等に関する報告の決定の前に講評を行い、監査対象から弁明、見解等を聴取するものとする。

2 監査委員は、講評後、速やかに監査対象に結果を通知するものとする。

3 講評は、監査委員協議の上、省略することができる。

(報告の徵取)

第16条 監査委員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「法施行令」という。）第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令（昭和22年政令第403号）第22条の5第3項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は企業管理者に対して報告を求めることができる。

2 監査委員は、法施行令第158条の2第5項の規定により、地方税の収納事務の受託者に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めることができる。

第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第17条 監査委員は、監査（本基準第3条第1項第8号の監査を除く。）又は検査を終了したときは、結果に関する報告を議会及び市長等（本基準第3条第1項第9号の監査においては市長又は企業管理者、同項第10号の監査においては他の地方公共団体の長）へ提出するものとする。

- 2 監査委員は、監査（本基準第3条第1項第7号から第10号までの監査を除く。）の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。
- 3 監査委員は、審査（本基準第3条第12号から第15号）を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。
- 4 監査委員は、監査等の結果に関する報告の提出に当たり、平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めるものとする。

（監査等の結果に関する報告等への記載事項）

第18条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 本基準に準拠している旨
 - (2) 監査等の種類
 - (3) 監査等の対象
 - (4) 監査等の着眼点（評価項目）
 - (5) 監査等の実施内容
 - (6) 監査等の実施場所及び日程
 - (7) 監査等の結果
 - (8) その他必要と認める事項
- 2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
 - (1) 財務監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
 - (2) 行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること

- (3) 住民の直接請求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるよう以てし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (4) 議会の請求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるよう以てし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (5) 市長の要求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるよう以てし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (6) 財政援助団体等監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること
- (7) 公金の収納又は支払事務に関する監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が正確に行われていること
- (8) 住民監査請求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった請求に理由があること
- (9) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事実があること
- (10) 共同機関設置の監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるよう以てし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (11) 例月出納検査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること
- (12) 決算審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること

(13) 基金運用審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること

(14) 健全化判断比率審査 健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること

(15) 資金不足比率審査 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること

3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

5 監査委員は、前項の規定のうち監査の結果については、原則として別表の監査結果の区分により記載するものとする。

(合議)

第19条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

(1) 第3条第1項第1号から第6号まで、及び第9号に定める監査結果

(2) 第3条第1項第8号に定める監査及び勧告

(3) 第3条第1項第12号から第15号までに定める審査意見

2 監査委員は、監査（本基準第3条第1項第8号、第9号は除く。）の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び市長等に提出するとともに公表するものとする。

(監査の結果に関する報告等の公表)

第20条 監査委員は、監査の結果に関する報告等のうち、第3条第1項第1号から第6号まで、第8号及び第10号について、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容
(措置状況の公表等)

第21条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。
- 3 監査委員は、第3条第1項第8号の住民監査請求に基づく監査に係る勧告に基づき、議会又は市長等から必要な措置を講じた旨通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ、公表するものとする。

附 則

本基準は、令和2年4月1日から実施する。

別表（第18条関係） 監査結果の区分

区分	基準
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 法令、条例等に違反していると認められるもの (2) 事務処理が著しく適正さを欠くと認められるもの (3) 前回までの監査で指導事項となっている案件であって、改善、是正の取組がなされていないと認められるもの
指導事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 指摘事項とするには至らないが、改善が必要と認められるもの (2) 経済性、効率性及び有効性の観点から、改善が必要と認められるもの (3) その他指導が必要と認められるもの
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 制度、組織、事務事業の執行及び管理等について、改善等が必要と認められるもの

恵庭市監査基準逐条解説（案）

第1章 総則

（監査基準の目的）

第1条 監査基準（以下「本基準」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づき監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（以下「監査等」という。）に関し、必要な事項を定める。

第1条は、監査委員監査の根拠法を明示し、本基準を定める目的を総括的に示している。

・規定中の「監査」は本基準第3条第1項第1号から第10号の監査、「検査」は同第11号の検査、「審査」は同第12号から第15号の審査である。「その他の行為」は、監査、検査、審査以外の事務事業の取扱いにおいて、市長が監査委員に意見を聞く場合等である。例えば、市長等の損害賠償責任の一部免責を定める条例の制定・改廃に関する監査委員の意見、内部統制の評価項目や評価方法等の検討に当たっての監査委員との意見交換等である。

（監査等の目的）

第2条 監査等は、市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、本基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会、市長及び関係する行政委員会等（以下「市長等」という。）に提出する。

第2条は、監査委員が実施する監査等の目的を規定している。

1. 第1項について

第1項は、監査等の目的について、法第2条第14項から第16項までの趣旨により、規定している。

これは、主に財務監査（法第199条第1項）、行政監査（法第199条第2項）において、法第199条第3項に「当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理又は同項に規定する事務の執行が第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則ってなされているかどうかについて、特に、意を用いなければならない。」と規定されていること、法第2条第16項については、法施行令第140条の6に「法令の定めるところに従って適正に行われているかどうかについて、適時に監査を行わなければならない。」と規定されることによる。

（法第2条第14項）

地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようしなければならない。

（法第2条第15項）

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

(法第2条第16項)

地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

- ・規定中の「法令」は、監査等を規定した法律と命令（政省令等）、市の条例・規則である。

2. 第2項について

第2項は、監査等の目的における監査委員の職務を規定している。「自ら入手した証拠に基づき」は、監査委員が入手した証拠によらずに監査等の結果を形成しないために規定している。

・規定中の「報告等」は、報告、意見及び勧告であり、具体的には監査報告書、検査報告書、審査意見書及びそれらに伴う勧告である。

・規定中の「行政委員会等」について、対象となる行政委員会は、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会であり、等は企業管理者である。

※恵庭市においては、公営企業の設置等に関する条例で企業管理者を置かないことが規定されていることから、市長が企業管理者として地方公営企業を管理している。

（監査等の範囲及びそれぞれの目的）

第3条 本基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

- (1) 財務監査（法第199条第1項に規定する監査をいう。以下同じ。） 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- (2) 行政監査（法第199条第2項に規定する監査をいう。以下同じ。） 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- (3) 住民の直接請求に基づく監査（法第75条に規定する監査をいう。以下同じ。） 選挙権を有する者の50分の1以上の連署による請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- (4) 議会の請求に基づく監査（法第98条第2項に規定する監査をいう。以下同じ。） 議会の請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- (5) 市長の要求に基づく監査（法第199条第6項に規定する監査をいう。以下同じ。） 市長の要求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- (6) 財政援助団体等監査（法第199条第7項に規定する監査をいう。以下同じ。） 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること

- (7) 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第235条の2第2項及び公企法第27条の2第1項に規定する監査をいう。以下同じ。） 監査委員が必要と認めるとき、又は市長若しくは企業管理者（公企法第7条に規定する管理者をいう。以下同じ。）の要求があるときに、指定金融機関等の公金の出納事務が正確に行われているかを監査すること
- (8) 住民監査請求に基づく監査（法第242条に規定する監査をいう。以下同じ。） 住民が、市職員等による違法又は不当な財務会計上の行為、又は財務会計上の怠る事実があると認め、監査請求を行ったときに、請求に理由があるか等を監査すること
- (9) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2第3項又は公企法第34条に規定する監査をいう。以下同じ。） 市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実事実があるか監査すること
- (10) 共同設置機関の監査（法第252条の11第4項に規定する監査をいう。以下同じ。） 共同設置機関の行う関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているか、規約で定める普通地方公共団体の監査委員が監査すること
- (11) 例月出納検査（法第235条の2第1項に規定する検査をいう。以下同じ。） 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること
- (12) 決算審査（法第233条第2項及び公企法第30条第2項に規定する審査をいう。以下同じ。） 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること
- (13) 基金運用審査（法第241条第5項に規定する審査をいう。以下同じ。） 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること
- (14) 健全化判断比率審査（健全化法第3条第1項に規定する審査をいう。以下同じ。） 健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること
- (15) 資金不足比率審査（健全化法第22条第1項に規定する審査をいう。以下同じ。） 資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること
- 2 前項第1号に規定する財務監査は、定期監査（法第199条第4項に規定する定期監査をいう。）又は随時監査（法第199条第5項に規定する随時監査をいう。）として実施する。
- 3 監査等は、法令の規定に基づくとともに、本基準の趣旨を考慮し、実施するものとする。

第3条は、監査等の範囲及びそれぞれの目的について規定している。

1. 第1項について

第1項各号に規定している監査等の根拠法及び留意点等はそれぞれ次のとおりである。

(1) 財務監査

（法第199条第1項）

監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

(2) 行政監査

(法第199条第2項)

監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

「労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるもの」（法施行令第140条の5第1項）

労働組合法の規定による労働争議のあっせん、調停及び仲裁その他労働委員会の権限に関する事務（その組織に関する事務及び庶務を除く。）並びに土地収用法の規定による収用に関する裁決その他収用委員会の権限に属する事務（その組織に関する事務及び庶務を除く。）とする。

「国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるもの」（法施行令第140条の5第2項）

当該検査に際して開示することにより、国の安全を害するおそれがある事項に関する事務（当該国の安全を害するおそれがある部分に限る。）及び個人の秘密を害することとなる事項に関する事務（当該個人の秘密を害するおそれがある部分に限る。）並びに土地収用法の規定による収用に関する裁決その他収用委員会の権限に属する事務とする。

(3) 住民の直接請求に基づく監査

(法第75条第1項)

選挙権を有する者（略）は、政令で定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務の執行に関し、監査の請求をすることができる。

（法第75条第3項）

監査委員は、第一項の請求に係る事項につき監査し、監査の結果に関する報告を決定し、これを同項の代表者に送付し、かつ、公表するとともに、これを当該普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他の法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

(4) 議会の請求に基づく監査

(法第98条第2項)

議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適當でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第199条第2項後段の規定を準用する。

(5) 市長の要求に基づく監査

(法第199条第6項)

監査委員は、当該普通地方公共団体の長から当該普通地方公共団体の事務の執行に關し監査の要求があつたときは、その要求に係る事項について監査をしなければならない。

(6) 財政援助団体等監査

規定中の「補助金、交付金、負担金等」の等は、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助である。

(法第199条第7項)

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。

「当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの」（法施行令第140条の7第1項）

当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるもの4分の1以上を出資している法人

「当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるもの」（法施行令第140条の7第3項）

当該普通地方公共団体が受益権を有する不動産の信託

(7) 公金の収納又は支払事務に関する監査

規定中の「指定金融機関等」は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関である。

(法第235条の2第2項)

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、前条の規定により指定された金融機関が取り扱う当該普通地方公共団体の公金の収納又は支払の事務について監査することができる。

(公企法第27条の2第1項)

監査委員は、必要があると認めるとき、又は管理者の要求があるときは、前条の規定により指定された金融機関が取り扱う地方公営企業の業務に係る公金の収納又は支払の事務について監査することができる。

金融機関の指定等の関連法令は次のとおりである。

(法第235条第2項)

市町村は政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。

(法施行令第168条)

- 1 略
- 2 市町村は、地方自治法第235条第2項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納及び支払の事務の一部を、当該地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。
- 4 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。
- 5 略
- 6 第1項又は第2項の金融機関を指定金融機関と、第3項の金融機関を指定代理金融機関と、第4項の金融機関を収納代理金融機関と、前項の金融機関を収納事務取扱金融機関という。

(8) 住民監査請求に基づく監査

・規定中の「市職員等」は、市長若しくは委員会若しくは委員又は職員である。

(法第242条第1項)

普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（略）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

(法第242条第5項)

第1項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

(9) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査

(法第243条の2の2第3項)

普通地方公共団体の長は、第一項の職員が同項に規定する行為により当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。

(公企法第34条)

地方自治法第243条の2の規定は、地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する。この場合において、同条第1項中「規則」とあるのは「規則又は企業管理規程」と、同条第8項中「議会の同意を得て」とあるのは「条例で定める場合には議会の同意を得て」と読み替えるほか、第7条の規定により管理者が置かれている地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する場合に限り、同条第243条の2第3項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、同条第8項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、「あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見」とあるのは「管理者があらかじめ監査委員の意見を聴き、普通地方公共団体の長が当該意見」と読み替えるものとする。

(10) 共同設置機関の監査

共同機関設置は、複数の地方公共団体が、議会事務局、その内部組織、執行機関としての委員会・委員、執行機関の附属機関、行政機関（保健所・警察署等）、長の内部組織、委員会または委員の事務局等を共同で設置する制度である。

(法第252条の11第4項)

普通地方公共団体が共同設置する委員会が行う関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び関係普通地方公共団体の経営に係る事業の管理の通常の監査は、規約で定める普通地方公共団体の監査委員が毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めてこれを行うものとする。この場合において、規約で定める普通地方公共団体の監査委員は、第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告を他の関係普通地方公共団体の長に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(11) 例月出納検査

・規定中の「会計管理者等」は、会計管理者、会計管理者を補助する出納員である。

(法第235条の2第1項)

普通地方公共団体の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員がこれを検査しなければならない。

(12) 決算審査

(法第233条第2項)

普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

(公企法第30条第2項)

地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

※「前項の書類」は、決算及び証書類その他政令で定める書類（法施行令第166条第2項）であり、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書である。

(13) 基金運用審査

(法第241条第5項)

第1項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

(14) 健全化判断比率審査

(健全化法第3条第1項)

地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

(15) 資金不足比率審査

(健全化法第22条第1項)

公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2. 第2項について

前項第1号の財務監査は、定期監査（法第199条第4項）又は随時監査（法第199条第5項）として実施することを規定している。

(法第199条第4項)

監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて第1項の規定による監査をしなければならない。

(法第199条第5項)

監査委員は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第一項の規定による監査をすることができる。

3. 第3項について

第3項は、法令の規定により監査委員が行うこととされている「他の行為」については、法令の規定に基づくとともに、本基準の趣旨を考慮し、実施することを規定している。

※「他の行為」は、基準第1条の解説のとおり。

第2章 一般基準

(監査等の実施)

第4条 監査委員は、必要に応じて監査等の対象のリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）を識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、効率的、効果的に監査等を実施するものとする。

第4条は、リスク・アプローチによる効率的、効果的な監査等の実施を規定している。

・規定中の「リスク」は、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（総務省平成31年3月）と同じ意義である。

リスク・アプローチは、監査の人員や時間等（以下、「監査資源」という。）が有限な中、一定水準の監査等の品質を確保しつつ効果的、効率的に監査等を実施するための手法である。

国の指針（平成31年3月29日付総務省自治行政局長通知）の実施要領において、次のように説明している。

（実施要領「3. リスクの識別、評価及び対応」より）

効率的かつ効果的に監査等を実施するためには、監査等の対象のリスク（組織目的の達成を阻害する要因）を識別し、そのリスクの内容及び程度を評価した上で、リスクが高い事務事業に監査資源を配分することが求められる。

（内部統制に依拠した監査等）

第5条 前条のリスクの内容及び程度の検討にあたっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報をを集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

第5条は内部統制に依拠した監査等の実施を規定している。

国の指針の実施要領において、次のように説明している。

（実施要領「4. 内部統制に依拠した監査等」より）

地方公共団体は、既に団体ごとの特性に応じて様々な形で事務の適正な執行の確保に努めており、既に一定の内部統制が存在していると考えられる。すなわち、想定されるリスクを基にした、何らかの事前の対策が講じられているものと考えられる。

このため、内部統制を前提として、内部統制に依拠した監査等により、より本質的な監査実務に人的及び時間的資源を重点的に振り向けていくことは、内部統制制度が導入及び実施されている地方公共団体に限らず、全ての地方公共団体にとって必要な考え方である。

（倫理規範）

第6条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

3 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

4 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6条は、監査委員が住民の期待に応えるために順守しなければならない心構えを、倫理規範として規定している。

基準第2条第2項の監査等の目的における監査委員の職務に関し、重複する規定があるが、ここでは監査委員の倫理規範を規定している。

1. 第1項について

「高潔な人格」は、法第196条第1項の識見監査委員の選任要件として規定され、任期中にわたっての維持及び誠実な職務態度、かつ、本基準に則ってその職務を遂行することを規定している。

(法第196条第1項)

監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2. 第2項について

監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行することを規定している。

(法第198条の3第1項)

監査委員は、その職務を遂行するに当たつては、法令に特別の定めがある場合を除くほか、監査基準（法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（以下この項において「監査等」という。）の適切かつ有効な実施を図るための基準をいう。次条において同じ。）に従い、常に公正不偏の態度を保持して、監査等をしなければならない。

3. 第3項について

「正当な注意」は、第1項、第2項を踏まえ、監査委員として当然期待される注意義務として規定している。

4. 第4項について

監査委員の守秘義務を規定している。

(法第198条の3第2項)

監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（専門性）

第7条 監査委員は、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

第7条は、監査委員が職務を遂行するに当たり、専門性を維持、確保するため研鑽に努めること、事務補助職員を指導、指示し、専門能力の向上に努めさせることを規定している。

事務補助職員の責務として法令等に精通するとともに、市政に関心を持ち、監査等の参考となる資料の収集に努め、監査計画等に従い、監査対象について十分研究し、常に公平かつ謙虚な心構えを持ち、能動的に監査等の実施に当たる必要がある。

(質の管理)

第8条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

第8条は、監査等の質が一定の水準を満たしている必要性を規定している。質の確保には、事務補助職員の業務内容が大きな影響を及ぼすことから、監査委員の適切な指揮監督を規定している。

(監査調書の作成及び保存)

第9条 監査委員は、監査計画、監査の内容、講評の状況、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書として作成し、保存するものとする。

第9条は、監査の結果及び意見に関し、その根拠を明確にしておくため、監査調書作成を規定している。監査調書は、監査計画、監査等の内容、講評の状況、判断の過程、証拠及び結果等を簡潔明瞭に整理したものである。

監査調書の保存年限は、恵庭市文書管理規程第46条、第47条の規定により5年（通知、報告、回答、申請等に関する重要な文書）である。

※監査調書の様式は、監査要綱第3条で規定している。

第3章 実施基準

(監査等の実施方針)

第10条 監査委員は、市を取り巻く内外の環境、リスク、過去の監査結果、監査結果に対する措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査等の方向性等の実施方針を策定する。なお、当該実施方針は、環境等の変化に応じて適宜見直すものとする。

第10条は、監査等の実施方針について規定している。

監査計画を策定するに当たり、市を取り巻く内外の諸状況、監査の人員、時間等限られた監査資源等を勘案し、効率的、効果的に監査等を実施するための方向性等の実施方針を策定する。

また、実施方針は、環境等の変化に応じて適宜その内容を見直す必要がある。

(監査計画)

第11条 監査委員は、前条の実施方針に基づき、監査等を効率的、効果的に実施することができるよう、毎年度監査計画を策定する。監査計画には、監査等の種類、対象、時期、着眼点、実施体制等を定めるものとする。

2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

第11条は、監査計画を前条の実施方針に基づき毎年度策定することを規定している。

また、監査計画は固定的、硬直的なものではなく、必要に応じて修正することとしている。

(監査等の実施手続)

第12条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的、効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

第12条は、監査等の実施手続きについて規定している。

※監査等の手続について、監査要綱第4条では、試査又は精査によると規定している。

「試査」	・監査等の対象となっている事項について、その一部を抽出して調査し、その結果によって全体の正否又は適否を推定すること
「精査」	・全部にわたり精密に調査し、その正否又は適否を明らかにすること

(監査等の証拠入手)

第13条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

第13条は、監査等の証拠入手について規定している。

※追加する監査等の手続について、監査要綱第5条では、実査、立会、確認、証憑突合、計算突合、分析的手続き、質問、観察、閲覧等の手法により適宜選択し、適用すると規定している。

「実査」	・事実の存否について、実地に現物検証、現場検証等によって直接検証すること
「立会」	・主として物品等の在庫調査又は実地棚卸を行う際に、現場に立ち会い、その実施状況を視察して正否を確かめること
「確認」	・事実の存否について、当該事項に関係のない第三者の証明書等の証拠をもって確認すること
「証憑突合」	・資産、負債、取引や事象が正しく記録されていることを、その根拠となる資料等で確かめること
「帳簿突合」	・帳簿を相互に照合して、正しく転記されていることを確かめること
「計算突合」	・記録や文書の計算の正確性を自ら計算し確かめること
「分析的手続きをとる」	・事実の性質、内容を究明し、これを構成要素別、時間別、比率別、問題別等に分析して異常の有無を確かめること
「質問」	・事実の存否又は問題点について、監査等対象組織の職員などに質問して、回答又は説明を求める
「観察」	・他の者が実施するプロセスや手続きを確かめること
「閲覧」	・紙媒体、電子媒体又はその他の媒体による組織内外の記録や文書を確かめること

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第14条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

第14条は各種の監査等の有機的な連携及び調整について規定している。

国の指針の実施要領において、次のように解説している。

(実施要領「6. 各種の監査等の有機的な連携及び調整」より)

現行の監査実務上、「決算審査」「例月出納検査」「財務監査」等は、法律上は目的に応じて区別されているが、その目的や手続き等は関連する部分もあることから、「決算審査における例月出納検査や財務監査との連携」「例月出納検査と財務監査の連携」等により、監査等の効率化が図られ、その結果、監査資源を有効活用することができる。

(監査等の講評による弁明、見解等の聴取)

- 第15条 監査委員は、原則として、監査等を実施した結果、指摘、意見及び勧告等に関する報告の決定の前に講評を行い、監査対象から弁明、見解等を聴取するものとする。
- 2 監査委員は、講評後、速やかに監査対象に結果を通知するものとする。
- 3 講評は、監査委員協議の上、省略することができる。

第15条は、監査結果の正当性を確認し、監査結果等の共有化を図るため、講評により監査対象から弁明、見解等を聴取することを規定している。

講評は、主に監査結果に対し行うが、検査、審査においても、不適正な事務処理等を把握した場合、講評を行い、事実関係等を確認し、是正、改善を求める。また、その結果については財務監査において確認する場合がある。

第2項では、講評後、速やかに監査対象に監査等の結果を通知することを規定している。

第3項では、講評の省略を規定している。

・規定中の「指摘、意見及び勧告等」は、監査結果に対する意見、指摘事項、指導事項、検討事項及び勧告であり、「弁明、見解等」は、弁明、見解及び今後予定している是正、改善の内容である。

(報告の徴取)

- 第16条 監査委員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「法施行令」という。）第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令（昭和22年政令第403号）第22条の5第3項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は企業管理者に対して報告を求めることができる。
- 2 監査委員は、法施行令第158条の2第5項の規定により、地方税の収納事務の受託者に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めることができる。

第16条は、監査委員が、会計管理者又は企業管理者に対して、求めることができる報告の内容を規定している。

(法施行令第168条の4)

- 会計管理者は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関について、定期及び隨時に公金の収納又は支払事務及び公金の預金の状況を検査しなければならない。
- 2 略
- 3 監査委員は、第1項の検査の結果について、会計管理者に対し報告を求めることができる。

(地方公営企業法施行令第22条の5)

- 管理者は、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関について、定期及び隨時に地方公営企業の業務に係る公金の収納又は支払事務及び預金の状況を検査しなければならない。
- 2 略
3 監査委員は、第1項の検査の結果について、管理者に対し報告を求めることができる。

(法施行令第158条の2)

- 1~2 略
3 会計管理者は、受託者について、定期及び隨時に地方税の収納の事務の状況を検査しなければならない。
4 略
5 監査委員は、第3項の検査の結果について、会計管理者に対し報告求めることができる。

第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

- 第17条 監査委員は、監査（本基準第3条第1項第8号の監査を除く。）又は検査を終了したときは、結果に関する報告を議会及び市長等（本基準第3条第1項第9号の監査においては市長又は企業管理者、同項第10号の監査においては他の地方公共団体の長）へ提出するものとする。
- 2 監査委員は、監査（本基準第3条第1項第7号から第10号までの監査を除く。）の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。
- 3 監査委員は、審査（本基準第3条第12号から第15号）を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。
- 4 監査委員は、監査等の結果に関する報告の提出に当たり、平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めるものとする。

第17条は、監査等の結果に関する報告等の作成及び提出について規定している。

1. 第1項について

監査、検査結果の報告について規定している。

(法第75条第3項)

監査委員は、第1項の請求（住民の直接請求に基づく監査）に係る事項につき監査し、監査の結果に関する報告を決定し、これを同項の代表者（略）に送付し、かつ、公表するとともに、これを当該普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

(法第199条第9項)

監査委員は、第98条第2項の請求（議会の請求に基づく監査）若しくは第6項の要求（市長の要求に基づく監査）に係る事項についての監査又は第1項（財務監査）、第2項（行政監査）若しくは第7項（財政援助団体等監査）の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(法第235条の2第3項)

監査委員は、第1項の規定による検査の結果に関する報告又は前項の規定による監査（公金の収納又は支払事務に関する監査）の結果に関する報告を普通地方公共団体の議会及び長に提出しなければならない。

(法第243条の2の2第3項)

普通地方公共団体の長は、第一項の職員が同項に規定する行為により当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査（市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査）し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。

(法第252条の11第4項)

普通地方公共団体が共同設置する委員会が行う関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び関係普通地方公共団体の経営に係る事業の管理の通常の監査は、規約で定める普通地方公共団体の監査委員が毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めてこれを行うものとする。この場合において、規約で定める普通地方公共団体の監査委員は、第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告を他の関係普通地方公共団体の長に提出するとともに、これを公表しなければならない。

2. 第2項について

監査結果の報告に添える意見、及び当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項（勧告）について規定している。

現行制度では、監査を受けた者が監査の結果を参考として措置を講じた場合には、監査委員に通知する義務が課されているが、措置を講じなかつた場合には何ら義務がないため、監査の結果に対する対応が不明確となっている。

そこで、改正法では、監査の結果に関する報告のうち、監査委員が特に措置を講じる必要があると認める事項については、理由を付して、必要な措置を講ずるべきことを勧告することができ、当該勧告の内容を公表しなければならないとしている。

さらに、勧告を受けた者は、当該勧告に基づき必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を監査委員に通知し、監査委員は当該措置の内容は公表しなければならないとしている。

勧告とは、一般に法的拘束力や強制力を有するものではないが、勧告を受けた相手方は、これを尊重しなければならない義務を有する。仮に、監査委員に対し、勧告に基づいた措置を講じた旨の通知が行われない場合は、監査委員は必要に応じて、一の監査の結果に関する報告について複数回勧告を行うことができる。

○意見の提出・公表

(法第199条第10項)

監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、第75条第3項（住民の直接請求に基づく監査）又は前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。この場合において、監査委員は、当該意見の内容を公表しなければならない。

○勧告・公表

(法第199条第11項)

監査委員は、第75条第3項（住民の直接請求に基づく監査）の規定又は第9項の規定による監査の結果に関する報告のうち、普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員において特に措置を講ずる必要があると認める事項については、その者に対し、理由を付して、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を公表しなければならない。

3. 第3項について

審査に対する意見を市長に提出することを規定している。

4. 第4項について

監査委員が提出する報告であり、住民が理解しやすいという観点から、特に重要であり規定している。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第18条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 本基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点（評価項目）
- (5) 監査等の実施内容
- (6) 監査等の実施場所及び日程
- (7) 監査等の結果
- (8) その他必要と認める事項

2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 財務監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (2) 行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること

- (3) 住民の直接請求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (4) 議会の請求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (5) 市長の要求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (6) 財政援助団体等監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること
- (7) 公金の収納又は支払事務に関する監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が正確に行われていること
- (8) 住民監査請求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった請求に理由があること
- (9) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事実があること
- (10) 共同機関設置の監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (11) 例月出納検査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること
- (12) 決算審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること
- (13) 基金運用審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること
- (14) 健全化判断比率審査 健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること
- (15) 資金不足比率審査 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること
- 3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

5 監査委員は、前項の規定のうち監査の結果については、原則として別表の監査結果の区分により記載するものとする。

第18条第1項は、監査等の結果に関する報告等への記載事項について規定している。

第2項は、監査等の種類に応じて重要な事項が認められる場合、その他監査委員が必要と認めた事項について記載することを規定している。

第4項中の「是正又は改善」について、是正は事務処理ミス等の誤りを改め、正すことであり、改善は事務処理を良い方向に改めるという意義である。

(合議)

第19条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 第3条第1項第1号から第6号まで、及び第9号に定める監査結果
- (2) 第3条第1項第8号に定める監査及び勧告
- (3) 第3条第1項第12号から第15号までに定める審査意見

2 監査委員は、監査（第3条第1項第8号、第9号は除く。）の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び市長等に提出するとともに公表するものとする。

第19条は、監査委員の合議について規定している。

1. 第1項について

監査委員の合議は、法第199条第12項等で規定している。

(法第199条第12項)

第9項の規定による監査の結果に関する報告の決定、第10項の規定による意見の決定又は前項の規定による勧告の決定は、監査委員の合議によるものとする。

(法第242条第11項)

第4項の規定による勧告、第5項の規定による監査及び勧告並びに前項の規定による意見についての決定は、監査委員の合議によるものとする。

(法第243条の2の2第9項)

第3項の規定による決定又は前項後段の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

《監査委員の合議を規定した監査、条項》

監査の種類	根拠となる条項
財務監査、行政監査、住民の直接請求監査、議会請求監査、市長要求監査、財政援助団体等監査	第199条第12項
住民監査請求に基づく監査	法242条第11項
職員賠償請求監査	法第243条の2の2第9項

2. 第2項について

各監査委員の意見が一致しない場合の取扱いは、法第199条第13項等で規定している。

(法第75条第5項)

監査委員は、第3項の規定による監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を代表者に送付し、かつ公表するとともに、これらを当該地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

(法第199条第13項)

監査委員は、第9項の規定による監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

《監査委員の合議が不一致の場合の取扱いを規定した監査、条項》

監査の種類	根拠となる条項
住民の直接請求監査	第75条第5項
財務監査、行政監査、議会請求監査、市長要求監査、財政援助団体等監査	第199条第13項

(監査の結果に関する報告等の公表)

第20条 監査委員は、監査の結果に関する報告等のうち、第3条第1項第1号から第6号まで、第8号及び第10号について、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

第20条は、監査の結果に関する報告等の公表について規定している。

「監査委員全員の連名」は、除斥その他の事由により監査等を実施しなかった監査委員を想定した記載である。

《監査の結果に関する報告等の公表を規定した監査、条項》

監査の種類	根拠となる条項
住民の直接請求監査	第75条第3項
財務監査、行政監査、議会請求監査、市長要求監査、財政援助団体等監査	第199条第9項
住民監査請求に基づく監査	第242条第5項
共同機関設置の監査	第252条の11第4項

(措置状況の公表等)

- 第2.1条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。
- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。
- 3 監査委員は、第3条第1項第8号の住民監査請求に基づく監査に係る勧告に基づき、議会又は市長等から必要な措置を講じた旨通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ、公表するものとする。

第2.1条は、措置状況の公表等について規定している。

《措置状況の公表を規定した監査、条項》

監査の種類	根拠となる条項
住民の直接請求監査	第75条第3項
財務監査、行政監査、議会請求監査、市長要求監査、財政援助団体等監査	第199条第9項
住民監査請求に基づく監査	第242条第5項
共同機関設置の監査	第252条の11第4項

附 則

本基準は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第18条関係） 監査結果の区分

区分	基準
指摘事項	(1) 法令、条例等に違反していると認められるもの (2) 事務処理が著しく適正さを欠くと認められるもの (3) 前回までの監査で指導事項となっている案件であって、改善、是正等の取組がなされていないと認められるもの
指導事項	(1) 指摘事項とするには至らないが、改善が必要と認められるもの (2) 経済性、効率性及び有効性の観点から、改善が必要と認められるもの (3) その他指導が必要と認められるもの
検討事項	(1) 制度、組織、事務事業の執行及び管理等について、改善等の検討が必要と認められるもの

監査結果の各区分、基準ごとの具体的内容である。

区分	基準	具体的な内容
指摘事項	(1) 法令、条例等に違反していると認められるもの	<ul style="list-style-type: none"> 職員が故意、重大な過失又は著しい怠慢により、法令、条例等の規定に違反して行ったもの
	(2) 事務処理が著しく適正さを欠いていると認められるもの	<ul style="list-style-type: none"> 不適正な事務処理を行っていると認められるもの 不適正な事務事業の執行により市民の信頼を失墜したもの 損害等の実害が認められるもの
	(3) 前回までの監査等で指導事項となっている案件で改善、是正等の取組みがなされていないと認められるもの	<ul style="list-style-type: none"> 指導事項に対する是正、改善、検討の取組みがなされていない案件は、指摘事項とする。
指導事項	(1) 指摘事項には至らないが、改善が必要と認められるもの	<ul style="list-style-type: none"> 指摘事項には至らない、又は事故等は発生していないが、リスク管理、予防の観点から指導が必要と認められるもの
	(2) 経済性、効率性及び有効性の観点から、改善が必要と認められるもの	<ul style="list-style-type: none"> 経済性は、事務事業の実施において経費削減が可能なもの 効率性は、実施した事務事業においてコストに見合う成果が得られていないもの 有効性は、実施した事務事業において、成果があがっていないもの
	(3) その他指導が必要と認められるもの	<ul style="list-style-type: none"> 軽微な事務処理ミス等(金額、件数、期間等) 指摘事項に該当するが、原因又は経緯にやむを得ない事情があるもの、すでに速やかな改善、是正がされているものは、指導事項とする。
検討事項	(1) 制度、組織、事務事業の執行及び管理等について、改善等の検討が必要と認められるもの	<ul style="list-style-type: none"> 制度、組織、事務事業の執行及び管理等について、改善等の検討が必要と認められるもの

恵庭市監査基準（案）と総務大臣が示す指針、恵庭市監査委員監査規程の比較

現行の監査委員監査規程との主な変更ポイント等

国指針(監査基準(案))	監査委員監査規程	恵庭市監査基準(案)	備考
	第1章 総則 第1節 一般基準 (趣旨) <p>第1条 この告示は、地方自治法（昭和22年法律第67号。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づき監査委員が行う監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の実施並びに報告及び意見（以下「報告等」という。）に関し、必要な事項を定める。</p>	第1章 総則 (監査基準の目的) <p>第1条 監査基準（以下「本基準」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づき監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（以下「監査等」という。）に関し、必要な事項を定める。</p>	
第1章 一般基準 <p>（監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的）</p> <p>第1条 地方公共団体において監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、当該地方公共団体の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>2 監査委員は、監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び長等に提出する。</p>	<p>（基本方針）</p> <p>第2条 監査委員は、公正で合理的かつ能率的な市の行政運営を確保するため、市民の視点に立ち、違法及び不正の指摘にとどまらず、監査等を実施し、もって市の行政の適法性、効率性及び妥当性の保障を期する。</p> <p>（監査委員の使命）</p> <p>第3条 監査委員は、法令に定められた権限に基づき、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに市の事務（地方行政令第16号）第140条の5に定める事務を除く。）の執行（以下「事務の執行」という。）について監査等を実施し、その結果に関する報告等を決定する。</p> <p>2 監査委員は、前項の報告等を市長又は関係する行政委員会等（以下「市長等」という。）及び議会に提出し、公表することにより、市の行政運営の健全性及び透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進及び市政への信頼性の確保に資する。</p>	<p>（監査等の目的）</p> <p>第2条 監査等は、市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>2 監査委員は、本基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会、市長及び関係する行政委員会等（以下「市長等」という。）に提出する。</p>	
<p>（監査等の範囲及び目的）</p> <p>第2条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。</p> <p>一 財務監査 貢務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること</p> <p>二 行政監査 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること</p> <p>三 財政援助団体等監査 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えていたる団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること</p> <p>四 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること</p> <p>五 例月出納検査 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること</p> <p>六 基金運用審査 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること</p> <p>七 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、か</p>	<p>（監査）</p> <p>第11条 監査は、次の各号に掲げる監査の区分に応じ、当該各号に定めることによる。</p> <p>(1) 定期監査（自治法第199条第4項に規定する監査をいう。）会計年度毎に少なくとも1回以上の期日を定め、事務事業の執行並びに事務事業の執行に係る工事及び建物等の維持管理に關し実施する。</p> <p>(2) 隨時監査（自治法第199条第5項に規定する監査をいう。）必要があると認める場合において、定期監査に準じて実施する。</p> <p>(3) 行政監査（自治法第199条第2項に規定する監査をいう。）必要があると認める場合において、事務事業の執行及び法令等の遵守について適時に実施する。</p> <p>(4) 財政援助団体等に対する監査（自治法第199条第7項に規定する監査をいう。）財政的援助を受けている団体、出資・支払債務者及び市が公の施設の管理を行わせているものに対し、とき、又は市長の要求により、財政的援助を与えていたる事務の執行で、当該財政的援助に係るものに關し実施する。</p> <p>(5) 公金の収納又は支払事務に関する監査（自治法第235条及び企業法第27条の2第1項に規定する監査をいう。）対し、必要があると認めるとき、又は市長の要求により、公金の収納又は支払の事務に關し実施する。</p>	<p>（監査等の範囲及びそれぞれの目的）</p> <p>第3条 本基準における監査等は、次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。</p> <p>(1) 財務監査（法第199条第4項に規定する監査をいう。以下同じ。）財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること</p> <p>(2) 行政監査（法第199条第2項に規定する監査をいう。以下同じ。）事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること</p> <p>(3) 住民の直接請求に基づく監査（法第75条に規定する監査をいう。以下同じ。）選挙権を有する者の50分の1以上の連署による請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること</p> <p>(4) 議会の請求に基づく監査（法第98条第2項に規定する監査をいう。以下同じ。）議会の請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること</p> <p>(5) 市長の要求に基づく監査（法第199条第6項に規定する監査をいう。以下同じ。）市長の要求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること</p>	<p>・監査等の範囲は、追加（3号から5号、7号から10号）</p>

国指針(監査基準(案))	監査委員監査規程	恵庭市監査基準(案)	備考
つ正確であるか審査すること	<p>(6) 住民の直接請求に基づく監査（自治法第75条に規定する監査をいう。） 住民の直接請求に係る事務の執行に関し実施する。</p> <p>(7) 議会の請求に基づく監査（自治法第98条第2項に規定する監査をいう。）議会の請求に係る事務に関し実施する。</p> <p>(8) 請願の措置としての監査（自治法第125条に規定する監査をいう。）議会が採択した請願のうち、監査委員により措置することが適當と認められたものに関し実施する。</p> <p>(9) 市長の要求に基づく監査（自治法第199条第6項に規定する監査をいう。）市長の要求に係る事務の執行に関し実施する。</p> <p>(10) 住民監査請求に基づく監査（自治法第242条に規定する監査をいう。）住民監査請求の内容に關し実施する。</p> <p>(11) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（自治法第243条の2第3項及び企業法第34条に規定する監査をいう。）市長又は企業管理者の要求に係る事実の有無等に關し実施する。</p> <p>(12) 共同設置する機関の監査（自治法第252条の1に規定する監査をいう。）自治法第252条の8の共同設置する普通地方公共団体の財務に關する事務の執行及び経営に關し、同条第2号に規定する普通地方公共団体の監査（検査）</p> <p>第12条 檢査は、自治法第235条の2第1項に規定する例月現金出納検査を実施する。会計管理者及び企業管理者の保管する現金（歳計現金、歳入歳出外現金、以下同じ。）の残高、一時借入金並びに基金に属する現金及び預り金を含む。出納関係諸表等の計数及び現金の出納事務に關し実施する。（審査）</p> <p>第13条 審査は、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、各号による。</p> <p>(1) 決算審査（自治法第233条第2項及び企業法第30条第2項に規定する監査をいう。）決算その他関係諸表の計数、予算の執行又は事業の経営に關し実施する。</p> <p>(2) 基金の運用状況審査（自治法第241条第5項に規定する監査をいう。）基金の運用状況を示す書類の計数等に關し実施する。</p> <p>(3) 財政健全化に関する審査（健全化法第3条第1項に規定する監査をいう。）健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成に關し実施する。</p> <p>(4) 経営健全化に関する審査（健全化法第22条第1項に規定する監査をいう。）資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成に關し実施する。</p>	<p>(6) 財政援助団体等監査（法第199条第7項に規定する監査をいう。以下同じ。）補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与える団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること</p> <p>(7) 公金の収納又は支払事務に關する監査（法第235条の2第2項及び公企法第27条の2第1項に規定する監査をいう。以下同じ。）監査委員が必要と認めるとき、又は市長若しくは企業管理者（公企法第7条に規定する管理者をいう。以下同じ。）の要求があるときに、指定金融機関等の公金の出</p> <p>(8) 住民監査請求に基づく監査（法第242条に規定する監査をいう。以下同じ。）住民が、市職員等による違法又は不当な財務会計上の行為、又は財務会計上の怠る事実があると認め、監査請求を行ったときに、請求に理由があるか等を監査すること</p> <p>(9) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2の2第3項又は公企法第34条に規定する監査をいう。以下同じ。）市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること</p> <p>(10) 共同設置機関の監査（法第252条の1第4項に規定する監査をいう。以下同じ。）共同設置機関の行う関係普通地方公共団体の財務に關する事務の執行及び経営に關する事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか、規約で定める普通地方公共団体の監査委員が監査すること</p> <p>(11) 例月出納検査（法第235条の2第1項に規定する検査をいう。以下同じ。）会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること</p> <p>(12) 決算審査（法第233条第2項及び公企法第30条第2項に規定する審査をいう。以下同じ。）決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること</p> <p>(13) 基金運用審査（法第241条第5項に規定する審査をいう。以下同じ。）基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確實かつ効率的に行われているか審査すること</p> <p>(14) 健全化判断比率等査（健全化法第3条第1項に規定する審査をいう。以下同じ。）健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること</p> <p>(15) 資金不足比率審査（健全化法第22条第1項に規定する審査をいう。以下同じ。）資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること</p> <p>2 前項第1号に規定する財務監査は、定期監査（法第199条第4項に規定する定期監査をいう。）又は隨時監査（法第199条第5項に規定する隨時監査をいう。）として実施する。</p> <p>3 監査等は、法令の規定に基づくとともに、本基準の趣旨を考慮し、実施するものとする。</p>	
<p>（リスクの識別と対応）</p> <p>第8条 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。</p>	<p>（監査等の実施方針）</p> <p>第6条 監査委員は、監査等の実施に當たって、事務事業の執行が予算、議決及ぶ法令等に基づき行われているかに留意し、リスクを考慮し、経済性、効率性及び有効性の観点を持ち、積極的かつ指導的に実施しなければならない。</p>	<p>第2章 一般基準</p> <p>（監査等の実施）</p> <p>第4条 監査委員は、必要に応じて監査等の対象のリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）を識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、効率的、効果的に監査等を実施するものとする。</p>	

国指針(監査基準(案))	監査委員監査規程	恵庭市監査基準(案)	備考
(内部統制に依拠した監査等) 第9条 前条のリスクの内容及び程度の検討にあたっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。 2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。		(内部統制に依拠した監査等) 第5条 前条のリスクの内容及び程度の検討にあたっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。 2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。	
(倫理規範) 第3条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。 (独立性、公正不偏の態度及び正当な注意) 第4条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。 2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。	(監査委員の責務) 第4条 監査委員は、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有し、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査等を実施しなければならない。 2 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 3 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員（以下「事務補助職員」という。）を指導監督しなければならない。 4 監査委員は、議会又は市長等にあらかじめ意見を聽かれた場合において、信義誠実な態度で応じなければならない。	(倫理規範) 第6条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。 2 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。 3 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。 4 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。	
(専門性) 第5条 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。 2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。	(事前調査研究) 第18条 監査委員は、監査等を実施するに当たって、前条の規定により提出された資料について検討し、あらかじめ関連法規等の調査及び研究を行い、基礎知識を得る。 2 監査委員は、前回までの監査等における指摘又は指導の内容及び改善又は是正状況を把握する。	(専門性) 第7条 監査委員は、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。 2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。	
(質の管理) 第6条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。 2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。		(質の管理) 第8条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。 (監査調書の作成及び保存) 第9条 監査委員は、監査計画、監査の内容、講評の状況、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書として作成し、保存するものとする。	・国基準(案)は1項で質の確保、2項で監査調書の作成としているが、それぞれ分けて規定
第2章 実施基準 (監査計画) 第7条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。 2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。	(監査等の実施方針) 第6条 監査委員は、監査等の実施に当たって、事務事業の執行が予算、議決及び法令等に基づき行われているかに留意し、リスクを考慮し、経済性、効率性及び有効性の観点を持ち、積極的かつ指導的に実施しなければならない。 (計画的な監査等の実施) 第7条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施するため、年間の監査計画及び実施計画を策定しなければならない。 2 監査委員は、年間の監査計画の策定に当たり把握した環境等が変化した場合又は新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜当該計画を変更しなければならない。 (監査計画の作成) 第15条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施するため、年間の監査計画及び実施計画を一体的に策定する。 2 年間の監査計画は、次に掲げる事項について定める。 (1) 監査等の基本方針並びに実施予定の監査等の種類及び対象	(監査等の実施方針) 第10条 監査委員は、市を取り巻く内外の環境、リスク、過去の監査結果、監査結果に対する措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査等の方向性等の実施方針を策定する。なお、当該実施方針は、環境等の変化に応じて適宜見直すものとする。 (監査計画) 第11条 監査委員は、前条の実施方針に基づき、監査等を効率的、効果的に実施することができるよう、毎年度監査計画を策定する。監査計画には、監査等の種類、対象、時期、着眼点、実施体制等を定めるものとする。 2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。	・実施方針を規定

国指針(監査基準(案))	監査委員監査規程	恵庭市監査基準(案)	備考
	<p>(2) 監査等の実施予定時期及び実施対象 (3) 前2号に掲げるもののほか、監査等の実施に関し必要と認める事項</p> <p>3 実施計画は、監査等の種類別に次に掲げる事項について定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 監査等の種類 (2) 監査等の対象事務 (3) 監査等の実施方針及び着眼点 (4) 監査等の対象期間 (5) 監査等の実施場所及び日程 (6) 監査等の担当者及び事務分担 (7) 前各号に掲げるもののほか、監査等の実施に関し必要と認める事項 (監査等の着眼点) <p>第19条 第15条第3項に規定する実施計画における監査等の着眼点は、全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点から選択し定める。</p>		
(監査等の実施手続) 第10条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。	(監査等の手続) 第9条 監査等の手続は、試査（監査等の対象となっている事項について、その一部を抽出して調査し、その結果によって、全体の正否又は適否を推定することをいう。）又は精査（監査等の対象となっている事項について、全部にわたり精密に調査し、その正否又は適否を明らかにすることをいう。）による。	(監査等の実施手続) 第12条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的、効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。	・具体的実施手続きは、監査要綱で規定
(監査等の証拠入手) 第11条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。 2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。	(資料要求等) 第17条 監査委員は、監査等を実施するに当たって、必要な資料を提出させ、必要に応じて事業の概況について説明を求める。	(監査等の証拠入手) 第13条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。 2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。	・追加する監査手続きは、監査要綱で規定
(各種の監査等の有機的な連携及び調整) 第12条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。	(監査等の調整) 第8条 監査委員は、前条の計画の策定及び実施に当たり、個々の監査等に有機的な関連を持たせ、総合して成果が上がるよう調整しなければならない。	(各種の監査等の有機的な連携及び調整) 第14条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。	
(監査専門委員、外部監査人等との連携) 第13条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。 2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。			・監査専門委員、外部監査人は未設置であり、現時点では規定しない。
	(監査等の講評) 第21条 監査委員は、監査等の結果、判明した指摘事項、指導事項及び検討事項について監査等の対象部局の長等と共に認識を持ち事実関係等を確認するため、監査等の結果に関する報告等の決定の前に講評を行い、これに対する弁明、見解等を聴取する。 2 講評は、監査委員協議の上、省略することができる。	(監査等の講評による弁明、見解等の聴取) 第15条 監査委員は、原則として、監査等を実施した結果、指摘、意見及び勧告等に関する報告の決定の前に講評を行い、監査対象から弁明、見解等を聴取するものとする。 2 監査委員は、講評後、速やかに監査対象に結果を通知するものとする。 3 講評は、監査委員協議の上、省略することができる。	
	(報告の徵取) 第14条 監査委員は、地方自治法施行令第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の5第3項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は企業管理者に対して報告を求める。	(報告の徵取) 第16条 監査委員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「法施行令」という。）第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令（昭和22年政令第403号）第22条の5第3項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は企業管理者に対して報告を求めることができる。 2 監査委員は、法施行令第158条の2第5項の規定により、地方税の収納事務の受託者に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めることができる。	

国指針(監査基準(案))	監査委員監査規程	恵庭市監査基準(案)	備考
<p>第3章 報告基準</p> <p>(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)</p> <p>第14条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、長及び関係のある委員会又は委員に提出するものとする。</p> <p>2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうちに特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。</p> <p>3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び長に提出するものとする。</p> <p>4 監査委員は、決算審査、基金運用審査、健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査を終了したときは、意見を長に提出するものとする。</p>	<p>(報告書及び意見書の作成)</p> <p>第22条 監査委員は、監査等を終了した場合は、監査にあつては監査報告書を、検査にあつては検査報告書を、審査にあつては審査意見書をそれぞれ作成しなければならない。</p> <p>2 監査等の結果は、簡潔明瞭かつ平易な文章で記述し、誤解を招く表現にならないように留意しなければならない。</p> <p>(報告書の提出)</p> <p>第25条 監査委員は、報告書を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる提出先に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第11条第1号から第5号まで及び第12条 市長等及び議会 (2) 第11条第6号 市長等、議会及び請求人の代表者 (3) 第11条第7号及び第8号 議会 (4) 第11条第9号 市長等 (5) 第11条第10号 請求人 (6) 第11条第11号 市長又は企業管理者 (7) 第11条第12号 関係普通地方公共団体の長 <p>(意見書の提出)</p> <p>第26条 監査委員は、第13条各号に規定する審査を終了したときは、審査意見書を市長に提出し、議会に報告するものとする。</p> <p>2 監査委員は、第11条第11号に規定する職員の賠償責任に関する監査の結果において、市長又は企業管理者から賠償責任の免除について意見を求められたときは、意見書を提出しなければならない。</p> <p>3 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、監査の結果に関する報告書に添えて意見書を提出することができる。</p> <p>(勧告)</p> <p>第28条 監査委員は、第11条第10号に規定する住民監査請求に基づく監査の結果、当該請求に理由があると認めるときは、市長等又は議会に期間を示して必要な措置を講ずるべきことを勧告するとともに、これを請求人に通知し、かつ、公表しなければならない。</p>	<p>第4章 報告基準</p> <p>(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)</p> <p>第17条 監査委員は、監査(本基準第3条第1項第8号の監査を除く。)又は検査を終了したときは、結果に関する報告を議会及び市長等(本基準第3条第1項第9号の監査においては市長又は企業管理者、同項第10号の監査においては他の地方公共団体の長)へ提出するものとする。</p> <p>2 監査委員は、監査(本基準第3条第1項第7号から第10号までの監査を除く。)の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうちに措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。</p> <p>3 監査委員は、審査(本基準第3条第12号から第15号)を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。</p> <p>4 監査委員は、監査等の結果に関する報告の提出に当たり、平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めるものとする。</p>	
<p>(監査等の結果に関する報告等への記載事項)</p> <p>第15条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。</p> <p>一 本基準に準拠している旨</p> <p>二 監査等の種類</p> <p>三 監査等の対象</p> <p>四 監査等の着眼点(評価項目)</p> <p>五 監査等の実施内容</p> <p>六 監査等の結果</p> <p>2 前項第六号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。</p> <p>一 財務監査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること</p>	<p>(報告書等の記載事項)</p> <p>第23条 監査委員は、監査報告書及び検査報告書(以下「報告書」という。)並びに審査意見書(以下「報告書等」という。)には、おおむね次に掲げる事項を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 提出年月日 (2) 監査等を実施した監査委員名 (3) 監査等の種類 (4) 監査等の内容 <ul style="list-style-type: none"> ア 監査等の実施期間及び場所 イ 監査等の対象部局名、事務所名、事業所名又は団体名 ウ 監査等の対象とした事項及び範囲 エ 外部の専門家に監査等の基礎となる事項の積算等を委託した場合は、委託した旨及びその結果 オ その他必要と認める事項 (5) 監査等の結果 <ul style="list-style-type: none"> ア 事務事業の執行の状況等に関する意見 イ 監査等の結果、指摘事項及び指導事項(指摘の事実、その発生理由、指摘の根拠、助言、指導等)並びに検討事項 	<p>(監査等の結果に関する報告等への記載事項)</p> <p>第18条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本基準に準拠している旨 (2) 監査等の種類 (3) 監査等の対象 (4) 監査等の着眼点(評価項目) (5) 監査等の実施内容 (6) 監査等の実施場所及び日程 (7) 監査等の結果 (8) その他必要と認める事項 <p>2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 財務監査 前項第一号から第六号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること 	

国指針(監査基準(案))	監査委員監査規程	恵庭市監査基準(案)	備考
<p>二 行政監査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること</p> <p>三 財政援助団体等監査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること</p> <p>四 決算審査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること</p> <p>五 例月出納検査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること</p> <p>六 基金運用審査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること</p> <p>七 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること</p> <p>3 第一項第六号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。</p> <p>4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。</p> <p>5 監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、長による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、その内容を記載するものとする。</p>		<p>(2) 行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること</p> <p>(3) 住民の直接請求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること</p> <p>(4) 議会の請求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること</p> <p>(5) 市長の要求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること</p> <p>(6) 財政援助団体等監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること</p> <p>(7) 公金の収納又は支払事務に関する監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が正確に行われていること</p> <p>(8) 住民監査請求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった請求に理由があること</p> <p>(9) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事実があること</p> <p>(10) 共同機関設置の監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること</p> <p>(11) 例月出納検査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること</p> <p>(12) 決算審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること</p> <p>(13) 基金運用審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること</p> <p>(14) 健全化判断比率審査 健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること</p> <p>(15) 資金不足比率審査 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること</p> <p>3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。</p> <p>4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。</p>	

国指針(監査基準(案))	監査委員監査規程	恵庭市監査基準(案)	備考
<p>(合議)</p> <p>第16条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定 二 監査の結果に関する報告に添える意見の決定 三 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定 四 決算審査に係る意見の決定 五 基金運用審査に係る意見の決定 六 健全化判断比率等審査に係る意見の決定 <p>2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、長及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表するものとする。</p>	<p>(報告書等の決定)</p> <p>第24条 報告等は、報告書等により行い、監査委員の合議により決定する。</p>	<p>5 監査委員は、前項の規定のうち監査の結果については、原則として別表の監査結果の区分により記載するものとする。</p> <p>(合議)</p> <p>第19条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第3条第1項第1号から第6号まで、及び第9号に定める監査結果 (2) 第3条第1項第8号に定める監査及び勧告 (3) 第3条第1項第12号から第15号までに定める審査意見 <p>2 監査委員は、監査（本基準第3条第1項第8号、第9号は除く。）の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び市長等に提出するとともに公表するものとする。</p>	
<p>(公表)</p> <p>第17条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 監査の結果に関する報告の内容 二 監査の結果に関する報告に添える意見の内容 三 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容 	<p>(報告書等の公表)</p> <p>第29条 監査委員は、報告書等のうち、第11条第1号から第4号まで、第6号、第7号、第9号、第10号及び第12号に規定する監査に係る監査報告書及び第13条各号に規定する審査に係る審査意見書については、速やかに公表しなければならない。</p> <p>2 公表は、恵庭市公式条例（昭和25年条例第8号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示（前項の審査意見書は除く。）及び恵庭市ホームページにおいて行う。</p>	<p>(監査の結果に関する報告等の公表)</p> <p>第20条 監査委員は、監査の結果に関する報告等のうち、第3条第1項第1号から第6号まで、第8号及び第10号について、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 監査の結果に関する報告の内容 (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容 (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容 	
<p>(措置状況の公表等)</p> <p>第18条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。</p> <p>2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。</p>	<p>(監査等の結果報告後の処置)</p> <p>第30条 監査委員は、監査等の結果、表明した意見又は指摘事項、指導事項及び検討事項については、市長等又は議会から適時その措置を講じた状況の報告を求める。</p> <p>2 監査委員は、第11条第1号から第4号まで、第9号及び第12号に係る市長等又は議会からの措置を講じた状況の報告は、これを公表しなければならない。</p> <p>3 監査委員は、第28条に規定する住民監査請求に基づく監査に係る勧告に基づき、市長等又は議会から必要な措置を講じた旨の通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ、公表しなければならない。</p> <p>4 公表の方法については、第29条第2項の規定による。</p>	<p>(措置状況の公表等)</p> <p>第21条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。</p> <p>2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。</p> <p>3 監査委員は、第3条第1項第8号の住民監査請求に基づく監査に係る勧告に基づき、議会又は市長等から必要な措置を講じた旨通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ、公表するものとする。</p>	
<p>附 則</p> <p>本基準は、平成32年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この告示は、平成30年5月18日から実施する。</p>	<p>附 則</p> <p>本基準は、令和2年4月1日から施行する。</p>	

国指針(監査基準(案))	監査委員監査規程	惠庭市監査基準(案)	備考																
	<p>※惠庭市監査等の結果の取扱基準第2条の監査等の結果の区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指摘事項</td><td>(1) 法令、条例等に違反していると認められるもの (2) 事務処理が著しく適正さを欠くもの (3) 前回までの監査で指導事項となって、改善、是正の取組がなされていないと認められるもの</td></tr> <tr> <td>指導事項</td><td>(1) 指摘事項とするには至らないが、改善が必要と認められるもの (2) 経済性、効率性及び有効性の観点から、改善が必要と認められるもの (3) その他指導が必要と認められるもの</td></tr> <tr> <td>検討事項</td><td>(1) 制度、組織、事務事業の執行及び管理等について、改善等が必要と認められるもの</td></tr> </tbody> </table>	区分	基準	指摘事項	(1) 法令、条例等に違反していると認められるもの (2) 事務処理が著しく適正さを欠くもの (3) 前回までの監査で指導事項となって、改善、是正の取組がなされていないと認められるもの	指導事項	(1) 指摘事項とするには至らないが、改善が必要と認められるもの (2) 経済性、効率性及び有効性の観点から、改善が必要と認められるもの (3) その他指導が必要と認められるもの	検討事項	(1) 制度、組織、事務事業の執行及び管理等について、改善等が必要と認められるもの	<p>区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指摘事項</td><td>(1) 法令、条例等に違反していると認められるもの (2) 事務処理が著しく適正さを欠くと認められるもの (3) 前回までの監査で指導事項となっている案件であつて、改善、是正の取組がなされていないと認められるもの</td></tr> <tr> <td>指導事項</td><td>(1) 指摘事項とするには至らないが、改善が必要と認められるもの (2) 経済性、効率性及び有効性の観点から、改善が必要と認められるもの (3) その他指導が必要と認められるもの</td></tr> <tr> <td>検討事項</td><td>(1) 制度、組織、事務事業の執行及び管理等について、改善等が必要と認められるもの</td></tr> </tbody> </table>	区分	基準	指摘事項	(1) 法令、条例等に違反していると認められるもの (2) 事務処理が著しく適正さを欠くと認められるもの (3) 前回までの監査で指導事項となっている案件であつて、改善、是正の取組がなされていないと認められるもの	指導事項	(1) 指摘事項とするには至らないが、改善が必要と認められるもの (2) 経済性、効率性及び有効性の観点から、改善が必要と認められるもの (3) その他指導が必要と認められるもの	検討事項	(1) 制度、組織、事務事業の執行及び管理等について、改善等が必要と認められるもの	
区分	基準																		
指摘事項	(1) 法令、条例等に違反していると認められるもの (2) 事務処理が著しく適正さを欠くもの (3) 前回までの監査で指導事項となって、改善、是正の取組がなされていないと認められるもの																		
指導事項	(1) 指摘事項とするには至らないが、改善が必要と認められるもの (2) 経済性、効率性及び有効性の観点から、改善が必要と認められるもの (3) その他指導が必要と認められるもの																		
検討事項	(1) 制度、組織、事務事業の執行及び管理等について、改善等が必要と認められるもの																		
区分	基準																		
指摘事項	(1) 法令、条例等に違反していると認められるもの (2) 事務処理が著しく適正さを欠くと認められるもの (3) 前回までの監査で指導事項となっている案件であつて、改善、是正の取組がなされていないと認められるもの																		
指導事項	(1) 指摘事項とするには至らないが、改善が必要と認められるもの (2) 経済性、効率性及び有効性の観点から、改善が必要と認められるもの (3) その他指導が必要と認められるもの																		
検討事項	(1) 制度、組織、事務事業の執行及び管理等について、改善等が必要と認められるもの																		

国指針(監査基準(案))	監査委員監査規程	恵庭市監査基準(案)	備考
	(事務補助職員の責務) 第5条 事務補助職員は、職責の重大性を考慮し、常に研 例、規則等(以下「法令等」という。)に精通するとと 心を持ち、監査等の参考となるような資料の収集に努め 2 事務補助職員は、監査等の実施に当たり、監査計画及 査等の対象についてあらかじめ十分研究するとともに、方 構えを持ち、能率的に実施しなければならない。 3 事務補助職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしては 退いた後も、同様とする。 4 事務補助職員は、監査等の進捗状況を上司に報告し、重 ある事項については、その都度指示を受けなければなら 5 事務補助職員は、監査等を終了したときは、速やかに記 の記載を主とし、自己の主観的判断を避け、要領よくか ともに、監査委員に報告しなければならない。	多に心がけ、法令、条例等に、市政の現状に関 なればならない。 び実施計画に従い、監査等の対象についてあらかじめ十分研究するとともに、方 構えを持ち、能率的に実施しなければならない。その職を 重要事項その他疑義のない。 報告書を作成し、事実を具体的に記述する	・事務職員の責務 は、監査基準第7条 の専門性等で規定
	(合理的基礎確保の基準) 第10条 監査委員は、監査等の項目の重要性、リスクそ 慮して、合理的な基礎を得るまで監査等を実施しなけれ (事前通知) 第16条 監査委員は、監査等を実施するに当たって、特 等に対し、監査等の種類、期日、場所等をあらかじめ通 (監査等の実施手続の選択適用) 第20条 監査等は、書類、帳簿、証書類等に基づき、次 ら選択し実施する。 (1) 照合(証憑突合、帳簿突合、計算突合等により關係 し、その記録又は計算の正否を確認することをいう。) (2) 実査(事実の存否について、実地に現物検証、現場 検証することをいう。) (3) 立会(主として物品等の在庫高調査又は実地棚卸を ち会い、その実施状況を視察して正否を確認すること をいう。) (4) 確認(事実の存否について、写真その他の証拠書類 より確認することをいう。) (5) 質問(事実の存否又は問題点について、監査等の対 して、回答又は説明を求ることをいう。) (6) 比較(年度別、時間別、関係要素別等による複数の 数値を対照させて観察し、その異同を通じて問題点の有無を確認することをいう。) (7) 分析(事実の性質及び内容を究明し、これを構成要 要素別、時間別、比率別、問題別等に分析して異常の有無を確認することをいう。) 2 監査等は、前項に掲げるもののほか、必要に応じて次 ら選択し実施する。 (1) 通査(帳簿等関係諸記録を一通り検査及び点検をし 事項を発見し、問題点を明らかにすることをいう。) (2) 比率吟味(財務分析上の比率法を応用して、記録の 正否又は適否を大局的に判断することをいう。) (3) 調整(源泉を等しくし、相互に関連のある計数が別 場合において、それぞれの計数の過不足を追究し、事実 を確かめることをいう。) (4) 総合(諸種の事実を総合して、総括的な観点から事 実を判断することをいう。)	他の諸要素を十分考 る場合を除き、市長 印する。	・監査基準全体で 合理的基礎確保は 規定
	(報告書等の提出前の周知の禁止) 第27条 監査等の結果は、原則として、報告書等を提出 係者以外の者に知らせてはならない。	する前に、市長等の関 し必要な事項は、監 査委員が協議して別に定める。	・監査要綱で規定
	(委任) 第31条 この告示に定めるもののほか、監査等の実施に 關し必要な事項は、監 査委員が協議して別に定める。		・監査基準第6条の倫 理規範で規定

○恵庭市監査委員監査要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、恵庭市監査基準（令和〇年監査委員告示第〇号。以下「監査基準」という。）に基づき、監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（以下「監査等」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事前通知）

第2条 監査委員は、監査等を実施するに当たり、議会、市長及び関係する行政委員会等のうち、監査対象に対し、監査（検査）実施通知書（様式第1号）により通知する。

2 監査委員は、前項の通知において、別表に定める監査等の種類ごとに監査対象に対し、資料の提出を求める。

（監査調書）

第3条 監査委員は、監査基準第10条に規定する監査調書について、財務監査及び財政援助団体等監査調書（様式第2号）を作成し、監査終了後は監査対象に送付する。

（監査等の実施手続）

第4条 監査基準第13条に規定する監査等の実施手続は、試査又は精査による。

（監査等の実施手続の追加、監査等の証拠入手）

第5条 監査基準第14条第2項に規定する監査等の追加の手続は、実査、立会、確認、証憑突合、計算突合、分析的手続き、質問、観察、閲覧等の手法により適宜選択し、適用するものとする。

（監査等の結果通知、措置状況等の報告）

第6条 監査委員は、監査又は検査の結果について、監査（検査）結果通知書（様式第3号）により、監査対象に通知する。

2 前項の監査の結果について、指摘事項、指導事項及び検討事項がある場合、通知の日から3か月以内に、措置状況・検討状況報告書（様式第4号）を監査委員に提出する。

(監査結果等の公表)

第7条 監査基準第20条及び第21条に規定する公表は、恵庭市公告式条例（昭和25年条例第8号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示（審査意見書は除く。）及び恵庭市ホームページにおいて行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、監査等の実施に必要な事項は、監査委員会議において定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

※別表、様式は省略